



# 国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和3年1月19日(火)

国土交通省関東地方整備局建政部

## 記者発表資料

### 建築基準適合判定資格者の処分について

関東地方整備局は、建築基準適合判定資格者(確認検査員)に対し、建築基準法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、お知らせいたします。  
詳細は別紙のとおりです。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・神奈川県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

建政部 建築安全課長 なかじま よしゆき 中島 良幸 (内線6681)

課長補佐 くしげ やすひこ 櫛下 靖彦 (内線6682)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1392

【処分内容】

・建築基準適合判定資格者(確認検査員)

処 分 日 令和3年1月15日

処 分 権 者 関東地方整備局長

資 格 者 名 大場 正晴(登録番号:第 3000159 号)

処 分 内 容 業務禁止2月(令和3年4月1日から令和3年5月31日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

【処分事由の概要】

神奈川県内の建築物(1物件)の確認審査を行った確認検査員として、建築基準法第93条第1項(特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。)に違反し消防署長の同意を得ないまま確認済証を交付させた。